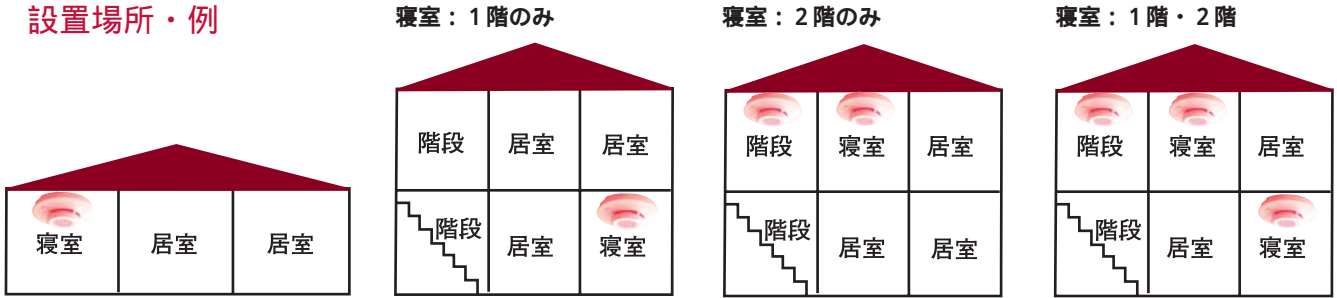
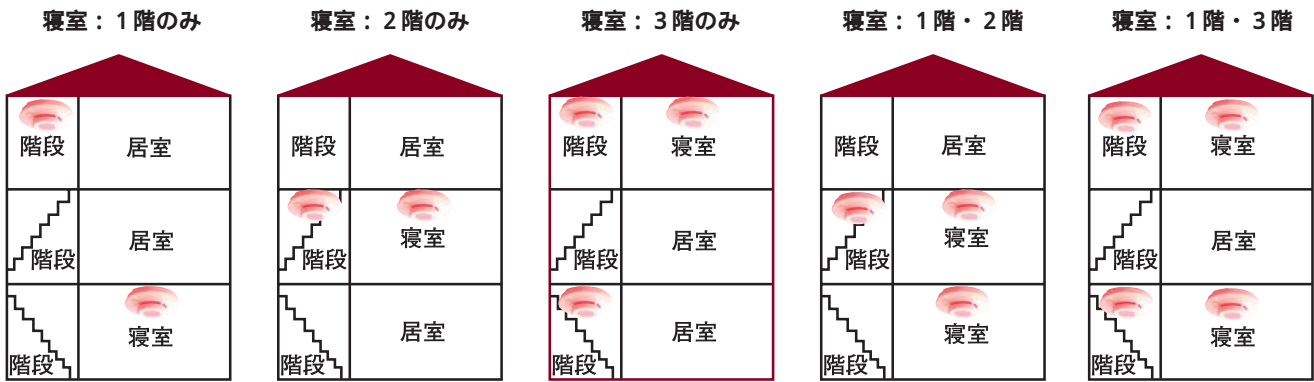


住宅用火災警報器を設置しましょう

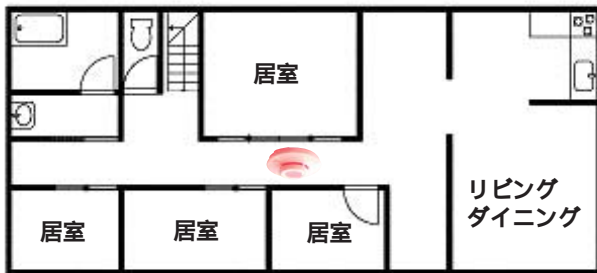
設置場所・例



- 普段、就寝に使用している部屋（寝室）に設置します（来客などで使用する部屋は除きます）。
- 寝室が2階以上にある場合は、その階から直下階に通じる階段の上端に設置します。

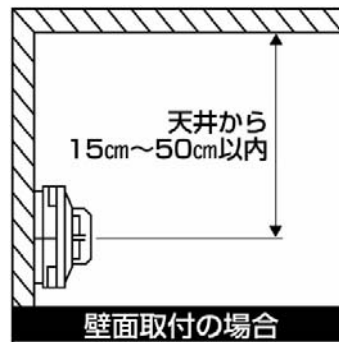


- 寝室が3階以上にある場合は、寝室のある階から2階下の階段の下端に設置します。
- 寝室が1階だけにある場合、居室が3階以上にあれば、その最上階から直下階に通じる階段の上端に設置します。

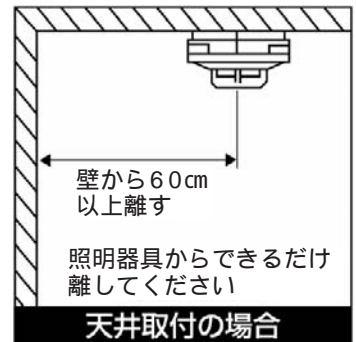


- 上記の例に該当せず、設置の必要がない階で、7平方メートル（4畳半）以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下や直下階がない場合は直上階に通じる階段の下端）に設置します。

● 壁面の場合



● 天井の場合



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは
 消防本部総務グループ（☎85 9611）
 消防署警防救急グループ（☎85 2551）
 住宅用火災警報器相談室
 （フリーダイヤル0120 - 565 - 911）

住宅用火災警報器の訪問販売には、クーリング・オフ制度が適用されます。何か不審に思われたり、不安を感じたりしたら、登別消費者協会（☎85 8307）までお問い合わせください。

「ご注意ください」
悪質な訪問販売

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。
 次のような悪質な訪問販売など
 にご注意ください。

- 「点検も義務付けられている」と事実を偽って販売する。
- 消防職員のような服装で消防職員のふりをして販売する